

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年12月3日

水 曜 日

第 3844 号

目 次

告 示

○森林病虫害等の駆除命令	1
○伐採木等の移動制限命令	2
○保安林の指定	3
○都市計画の変更	4
○指定介護療養型医療施設の指定辞退	6

公 告

○土地改良区の役員の就退任	7
---------------	---

監査委員公告

○監査の結果の公表	8
-----------	---

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第502号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年12月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成26年12月24日から平成27年3月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1 の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮したうえ、松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

- (1) 3 に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3 に掲げる措置を 1 の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3 に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。
ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3 に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3 に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、3 に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が 1 の(2)に定める期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が 3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第503号

伐採木等の移動制限命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第5号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年12月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成26年12月24日から平成27年3月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動してはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫のまん延を防止するため

富山県告示第504号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成26年12月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林の所在場所

富山県下新川郡入善町神子沢2の1・3の1・4の1・5の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、6、7、8、17の1・18・19・20（以上4筆

について次の図に示す部分に限る。)、21、47(次の図に示す部分に限る。)、48、49・50・51(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、52、53、65・66・67・68(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、69、70、71、72

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第505号

都市計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年12月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 南砺都市計画道路

(名称) 3・4・22号 荒木線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

南砺市荒木

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

南砺市建設部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第506号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年12月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 黒部都市計画道路

(名称) 3・4・6号 南線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

黒部市新町字一番割

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

黒部市都市建設部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第507号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年12月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

（種類）富山高岡広域都市計画道路

（名称）3・3・115号 駅前線

3・5・501号 庄川放生津線

2 都市計画を変更した土地の区域

削除した部分

射水市小島字川田、八幡町二丁目、越の湯町及び堀岡字西浜の各一部

変更した部分

射水市北野字大島、小島、北野字八切及び八幡町三丁目の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

射水市都市整備部都市計画課

（「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第508号

指定介護療養型医療施設の指定辞退について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するとされた同法第26条の規定による改正前の

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設から同法第 113 条の規定により指定辞退の届出があったので、次のとおり同法第 115 条第 2 号の規定により公示する。

平成 26 年 12 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

介護保険事業所番号	1610212993	
指定辞退年月日	平成 26 年 11 月 30 日	
開設者	氏名又は名称	医療法人社団志貴野会
	主たる事務所の所在地	高岡市鷺北新 477
施設	名称	サンバリー高岡病院
	所在地	高岡市鷺北新 477

~~~~~

## 公 告

~~~~~

土地改良区の役員の退任

呉羽射水山ろく用水土地改良区の役員であった次の者が平成 26 年 11 月 13 日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 26 年 12 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	天 坂 紘 範	富山市平岡 157 番地
同	田 口 清 信	同 北押川 1107 番地 2
同	沖 村 幸 雄	同 吉作 2230 番地 4
同	寺 脇 英 俊	同 住吉 406 番地
同	横 堀 大 輔	射水市上野 2240 番地
同	藤 野 一 夫	同 塚越 1922 番地
同	山 崎 修	富山市境野新 273 番地
同	林 作 三	同 西押川 1141 番地

同	肥 田 晴 久	射水市池多	250番地 1
監 事	泉 毅	富山市追分茶屋	50番地
同	宮 田 憲 雄	射水市椎土	608番地
同	数 井 太 郎	富山市山本	2173番地

土地改良区の役員の就任

呉羽射水山ろく用水土地改良区の役員に次の者が平成26年11月14日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年12月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	天 坂 紘 範	富山市平岡	157番地
同	横 堀 大 輔	射水市上野	2240番地
同	藤 野 一 夫	同 塚越	1922番地
同	山 崎 修	富山市境野新	273番地
同	林 作 三	同 西押川	1141番地
同	肥 田 晴 久	射水市池多	250番地 1
同	石 田 義 昭	富山市住吉	394番地 2
同	南 俊 正	同 北押川	1020番地
同	庄 司 昌 弘	同 吉作	960番地 3
監 事	宮 田 憲 雄	射水市椎土	608番地
同	数 井 太 郎	富山市山本	2173番地
同	長 峰 洋 一	同 茶屋町	446番地

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、

平成26年10月及び11月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年12月3日

富山県監査委員 坂野 裕一
 富山県監査委員 渡辺 守人
 富山県監査委員 酒井 三郎
 富山県監査委員 桶屋 泰三

1 県の機関

(1) 監査対象箇所

監査年月日

知事政策局	総合交通政策室	平成26年10月17日
同	首都圏本部	平成26年11月13日
観光・地域振興局	地域振興課	平成26年10月31日
同	観光課	平成26年10月28日
同	国際・日本海政策課	平成26年10月31日
経営管理部	税務課	平成26年10月20日
同	市町村支援課	平成26年10月20日
同	総合県税事務所	平成26年10月3日
農林水産部	農林水産企画課	平成26年10月1日
同	農業技術課	平成26年10月1日
同	農村整備課	平成26年10月1日
同	森林政策課	平成26年10月1日
同	水産漁港課	平成26年10月1日
土木部	管理課	平成26年10月14日
同	建設技術企画課	平成26年10月1日
同	道路課	平成26年10月14日
同	河川課	平成26年10月20日
同	砂防課	平成26年10月20日
同	港湾課	平成26年10月14日

監査対象箇所

監 査 年 月 日

土 木 部	都 市 計 画 課	平成26年10月17日
同	営 繕 課	平成26年10月20日
公安委員会	総 務 課	平成26年10月28日
同	警 察 相 談 課	平成26年10月28日
同	会 計 課	平成26年10月28日
同	情 報 管 理 課	平成26年10月28日
同	警 務 課	平成26年10月28日
同	教 養 課	平成26年10月28日
同	厚 生 課	平成26年10月28日
同	監 察 官 室	平成26年10月28日
同	留 置 管 理 課	平成26年10月28日
同	生 活 安 全 企 画 課	平成26年10月31日
同	地 域 課	平成26年10月31日
同	通 信 指 令 課	平成26年10月31日
同	少 年 課	平成26年10月31日
同	生 活 環 境 課	平成26年10月31日
同	刑 事 企 画 課	平成26年10月28日
同	捜 査 第 一 課	平成26年10月28日
同	捜 査 第 二 課	平成26年10月28日
同	組 織 犯 罪 対 策 課	平成26年10月28日
同	港 湾 地 区 特 別 捜 査 隊	平成26年10月28日
同	鑑 識 課	平成26年10月28日
同	科 学 捜 査 研 究 所	平成26年10月28日
同	交 通 企 画 課	平成26年10月31日
同	交 通 指 導 課	平成26年10月31日
同	交 通 規 制 課	平成26年10月31日
同	運 転 免 許 セ ン タ ー	平成26年10月31日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
公安委員会	交 通 機 動 隊	平成26年10月31日
同	高 速 道 路 交 通 警 察 隊	平成26年10月31日
同	公 安 課	平成26年10月31日
同	警 備 課	平成26年10月31日
同	機 動 隊	平成26年10月31日
同	警 察 学 校	平成26年10月28日

(2) 監査対象年度

平成 2 5 年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定事務に不適正なものがあった。
- イ 予定価格調書のないものがあった。
- ウ 契約手続きに適正でないものがあった。
- エ 交通事故による損害が生じた。(5箇所)
- オ 施設管理事故による損害賠償があった。
- カ 財産報告の内容を誤っているものがあった。
- キ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の金額に誤りがあった。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所	監 査 年 月 日
環水公園富山駅北地区賑わいづくり実行委員会	平成26年11月11日

監査対象箇所	監査年月日
学校法人三輪学園	平成26年11月18日
学校法人藤学園	平成26年11月18日
学校法人邑弘学園	平成26年11月18日
学校法人晴雲学園	平成26年11月20日
社会福祉法人伏木会	平成26年11月18日
一般社団法人富山県薬業連合会	平成26年11月11日
一般財団法人富山会館	平成26年11月14日
公益財団法人砺波市花と緑と文化の財団	平成26年10月7日
富山県土地改良事業団体連合会	平成26年10月20日
株式会社野上緑化	平成26年10月20日
富山県高等学校文化連盟	平成26年11月21日

(2) 監査対象年度

平成25年度

(3) 監査結果

補助団体における補助事業の執行及び出資団体における財務の執行並びに公の施設の管理団体における業務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。